

3.1.26 全国建築系大学教育連絡協議会規約

2006年12月14日理事会決
2009年6月27日全建教総会決

第1章 総則

第1条（名称） この協議会は、社団法人日本建築学会（以下学会とする）が会長直属の会議体として設置するもので、その名称を全国建築系大学教育連絡協議会（以下、協議会）と称する。

第2条（目的） 協議会は、建築教育と資格問題に関連する諸事項および職能と教育の相互関連のあり方に関して教育機関の意見を集約し、これからの建築教育の理念、内容、方法、評価等についての共通基盤の構築を支援することを目的とする。

第3条（事業） 協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）建築教育と資格問題についての建築教育機関の意見の集約と調整
- （2）建築教育と資格に関する内外の情報の収集・整理とその周知
- （3）建築教育と資格問題に関する要望・提言
- （4）教育機関と実務界との相互協力関係の構築
- （5）その他この協議会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第4条（会員） 協議会の会員は、原則として大学等の建築系の学科およびコースとする。

第5条（登録） 会員として登録しようとする学科等は、別に定める登録申込書を提出し、運営委員会の承認を受ける。

- （2）会員は、学科の代表者としてその権利を行使する1名を定め、会長に届け出る。

第6条（退会） 会員は、別に定める退会届を提出して退会することができる。

第7条（登録抹消） 会員が次の各号の一に該当する場合には、運営委員会ならびに総会の議を経て登録を抹消することができる。

- （1）協議会の規約、規則または総会の議決に違反したとき
- （2）協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

第8条（種類及び定員） 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）運営委員長 1名
- （3）運営委員 10名以上25名以内

2. 会長は学会長が兼務する。

第9条（選任等） 運営委員は会員の中から総会において選任する。

2. 運営委員長は運営委員の互選により選任する。

第10条（職務） 会長は本協議会を代表し、その業務を総理する。

2. 運営委員長は会長を補佐し、運営委員会を通じて協議会の運営ならびに会長から委任さ

れた会務を処理する。

3. 運営委員はこの規約および運営委員会の議決に基づいて協議会の業務を執行する。

第11条（任期）会長の任期は学会長の在任期間とする。

2. 運営委員の任期は2年とする。ただし補欠または増員により選任された運営委員の任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。

3. 運営委員は再任されることができる。

4. 運営委員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 会議

第12条（種別） 協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

第13条（構成） 総会は会員を以て構成する。

2. 運営委員会は、運営委員を以て構成する。

第5章 総会

第14条（権能） 総会は以下に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要事項を議決する。

（1）この規約の変更

（2）解散

（3）事業計画および収支予算ならびにその変更

（4）事業報告および収支決算

（5）運営委員の選任または解任

（6）その他運営に関する重要事項

第15条（開催） 総会は各事業年度に1回以上開催する。

第16条（招集） 総会は会長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

第17条（議長） 総会の議長はその総会において出席した会員のなかから選出する。

第18条（定足数） 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第19条（議決） 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条（表決権等） 各会員の表決権は平等であるものとする。

2. やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

第6章 運営委員会

第21条（権能） 運営委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条(開催) 運営委員会は運営委員長が必要と認めたときに開催する。

第23条(招集) 運営委員会は運営委員長が招集する。

第24条(幹事) 運営委員会には、運営委員長が指名する幹事若干名を置くことができる。

2. 幹事は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第25条(アドバイザー) 運営委員会には、運営委員会の選任するアドバイザー若干名を置くことができる。

2. アドバイザーは運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第26条(部会) 運営委員会には必要に応じて部会を設けることができる。

第7章 規約の変更および解散

第27条(規約の変更) この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。

第28条(解散) 協議会は総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散できる。

第8章 補則

第29条(補則) この規約に定めのない事項は、学会一般規則を準用する。